

(談話) 文部科学省がすべきは、学校給食の無償など教育費無償化をすすめること
子ども手当の支給と給食費「滞納」を連動させる文部科学省通知は不当

2010年5月27日
全日本教職員組合(全教)
教育文化局長 今谷 賢二

1. 文部科学省は、5月14日付けで『平成22年度における子ども手当の支給に関する法律』等の施行と学校給食費の未納問題への対応について」とする通知を都道府県教育委員会などに対して発出しています。通知は、「子ども手当」の実施にかかわって厚生労働省が発出した施行通知において、「子ども手当の趣旨や受給者の責務、受給権の保護を踏まえ、仮に子どもの育ちにかかる費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐわないものと考えられる」とされていることを根拠に、学校給食や食育にかかわる積極的な啓発・学習のとりくみを促すとともに、「子ども手当の支給が行われる口座と学校給食費の引落をおこなう口座を同一のものとするよう保護者の協力を求める」ことを打ち出しています。
2. 「子ども手当」は、「時代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを支援するために」(子ども手当法第1条)創設されたものです。必要な財源確保のために、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の上乗せの廃止などがおこなわれた重大な問題点はあるものの、子どもを社会で育てるという理念や、先進諸国に比べ極端に少ない子ども・家族関係支出を増やすべきだという基本的な立場は、積極的な意味を持つものです。本来、文部科学省は、こうした積極面を文部科学行政の立場から推進、促進する責務を持っています。しかし、今回の通知は、こうした立場に立つのではなく、厚生労働省施行通知の文言をとらえて、まったく次元の異なる学校給食費の未納、対応問題と連動させて、各方面から厳しい批判が寄せられた「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について(通知)」(2007年1月24日付)の徹底を図ろうとしています。学校給食の重要性や食育の大切さを強調するのであれば、少なくとも義務教育の一環として学校給食費の無償化に向けたとりくみを促進することこそ求められている文部科学省の立場です。
3. 加えて、通知は、「学校給食の徴収方法として、金融機関の保護者の口座からの引落を行っているところについては」と限定しながら、子ども手当の受け入れ口座と学校給食費引落口座を同一とするよう保護者の協力を得よと迫っています。公務員労働者にかかる子ども手当は、支給主体や支給方法までが別扱いになっている制度からしても、また金融機関の口座設定が極めて個人的な問題であって行政が口をはさむ性格のものではないということからしても、文部科学行政としての一線を踏み越えていると言わなければなりません。
4. 今日、貧困と格差の広がり、雇用や生活を破壊してきたこの間の政治のもとで作りだされたものであり、その結果として父母・保護者の生活困難があります。学校給食費の未納、対応問題は、こうした父母・保護者のおかれている状況と無関係に存在しているものではありません。全教は、公立高校の授業料不徴収など、教育費無償化に向けた新しい流れが始まっている貴重な到達をふまえ、貧困と格差の広がりから子どもと教育を守り、無償教育への歩みをさらに前にすすめるために引き続き奮闘する決意です。

以上